

令和5年度川崎市インターンシップ募集要領

川崎市では、就業体験を通して学生の職業意識の向上を図るとともに、市政に対する理解を深めることを目的として、次のとおり、インターンシップ実習生の受入れを実施します。

1 対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 「川崎市インターンシップ実施要綱」に基づく協定を締結できる教育機関に在籍し、当該教育機関からの推薦を受けることができる方
- (3) 「川崎市インターンシップ実施要綱」に定める服務規律を遵守することができる方
- (4) 実習を行う各職場の受入れ条件等を満たす方
- (5) 川崎市政に関心があり、川崎市インターンシップ実習に積極的に取り組む意欲のある方

2 募集人数・実習職場

「令和5年度川崎市インターンシップ受入れ職場一覧表」（以下、「職場一覧表」）参照

3 実習期間

「職場一覧表」参照

※受入予定時期に詳細な日程が記載されている場合、実習日の変更はできません。

※受入予定時期として「○月中旬」等の記載がある職場は、実習先の決定後に、希望調書に記載された「参加できない日程」をもとに、職場と日程を調整します。

※「職場一覧表」に記載の日程のほか、実習生の共通プログラムとして、事前ガイダンスへの参加が必須となります。（詳細は実習先の決定後にお知らせします。）

<事前ガイダンス>

日時：第1回令和5年7月13日（木）10時00分から11時00分まで

第2回令和5年7月13日（木）18時00分から19時00分まで

※各回とも同内容です。どちらかの時間に御参加ください。

実施方法：オンライン（Zoom）

4 実習時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

※職場により例外があります。（詳細は「職場一覧表」参照。）

5 身分等

実習生は、各教育機関等の学生としての身分を有するものとします。

6 報酬等

賃金、報酬、手当及び旅費等その他の一切の金品を支給しません。

※本文は法政大学法学部で抜粋しております。